

○三条地域水道用水供給企業団臨時職員に関する規則

昭和54年 9月19日

規則 第 1 号

改正 平成 2年 5月31日 規則第4号

平成17年 5月 1日 規則第2号

平成27年 4月 1日 規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、三条地域水道用水供給企業団臨時職員の給与その他勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。

（規則の準用）

第2条 企業団の臨時職員に係る給与その他の勤務条件について必要な事項は、三条市臨時職員に関する規則（平成17年三条市規則第12号。以下次項において、「規則」という。）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成2年5月31日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日規則第2号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。